

児童相談所などの子どもたちに笑顔を！



事業の趣旨・内容

- ・児童相談所等で生活する子どもたちへの支援
(※県では、横浜市・川崎市、相模原市、横須賀市を除く県内地域を所管)

寄附の使い道

- ・児童相談所の一時保護所などで生活する子どもたちに対してスポーツ用具や玩具等を購入

【問合せ先】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 【電話番号】045-210-4655